

公立学校共済組合事務担当者 殿

公立学校共済組合香川支部
共済グループ

「3歳未満の子を養育する旨の申出書」の添付書類の取扱いについて

このことについて、戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和5年政令第336号)が公布されたことに伴い、「3歳未満の子の養育をする旨の申出書」に子の個人番号等が記載された場合には、マイナンバー情報連携により、添付書類としていた戸籍謄(抄)本(戸籍記載事項証明書)の提出が、住民票と同様に省略できることとなりました。

については、組合員から、当該申出がなされた場合には、次の点に御留意いただき、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 申出書の様式

「3歳未満の子を養育する旨の申出書(6.11.1)」(以下、「申出書」という。)は[公立学校共済組合香川支部 HP](#)に掲載しています。[組合員専用ページ](#)又は[事務担当者専用ページ](#)にログイン後、様式ダウンロード(標準報酬関係)からダウンロードして御使用ください。

2 添付書類

(1) 戸籍謄本

申出書に「子の個人番号」を記載した場合には省略可能となりました。

(2) 住民票

従前と同様に、申出書に「子の個人番号」を記載した場合には省略可能。

2 実施時期

令和6年11月1日

3 留意事項等について

- (1) 添付書類を提出する場合、所属所長の原本証明があれば、写しの添付でも可とします。その場合、提出日から遡って90日以内に発行されたものを提出してください。
- (2) 子のマイナンバーが記入された申出書を郵送で提出する場合には、「特定記録郵便」としてしてください。

【問い合わせ先】

公立学校共済組合香川支部
企画・保健福祉担当 赤澤
087-832-3791(直通)